

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年7月31日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年6月4日から令和6年6月26日まで

3 監査の対象部課等

総務部 人事課、総務課

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年4月30日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・公有財産が適切に管理されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化
などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【総務部 人事課】

1か月において45時間を超え、時間外勤務を行った職員について「寒川町過重労働対策実施要綱」第3条に基づき、健康管理指導票が作成されていなかった。前回監査において同様の事例があり、監査の結果に関する意見として、健康管理指導票の作成等について指導したが改善されていなかったため留意事項とした。

なお、留意事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【総務部 総務課】

令和5年度分の旅費について、不払いや実績入力が行われていなかったものがあり、留意事項とした。

なお、留意事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【総務部 人事課】

(1) 人材育成について

職員のモチベーションの低下が顕在化し、その向上が喫緊の課題となっていると
のことであるが、モチベーションの低下は、組織のパフォーマンスの低下にもつな
がる恐れがあり、住民サービスへの影響も懸念される。

職員のモチベーション向上のため、職位に応じた研修内容の充実や、能力給対象
職員の拡大等について、積極的に検討されたい。

(2) 長時間勤務について

人事課職員の勤務状況を調査したところ、年間の時間外勤務が700時間を超え、
時間外勤務実績と退勤時間の乖離が400時間を超える職員がおり、過重な負担が
生じているのではないかと懸念される。

今後も、こうした職員への面接指導等を丁寧に行うとともに業務量が適切である
か不断に検証するなど、職員の健康保持に努めていただきたい。

【総務部 総務課】

(1) 郷土教育の推進について

郷土教育は、子供たちの郷土への愛着心の醸成や、地域とつながる心を育成する
ために大変重要である。

総合計画では、郷土教育の推進が施策として位置づけられており、記録資料を授
業で活用すること等について、学校現場との連携が十分にできていないことが課題
とされている。

令和5年度においては、町立小中学校8校のうち、小学校4校が文書館の見学を
行っているものの、文書館が行う出前授業は小学校1校となっている。

今後、そうした課題を解消し、さらに郷土教育を推進するため、教育委員会や学
校との連携の強化に努めていただきたい。